

## せたホッと Q & A

Q. 「せたホッと」って何ですか？どんなところなの？



A. 「せたホッと」は、正式には「世田谷区子どもの人権擁護機関」と言います。みなさんに親しんでもらえるような名前として、通称〔ニックネーム〕として「せたがやホッと子どもサポート」、略して「せたホッと」を使っています。「せたホッと」は世田谷区に住んでいる子ども、世田谷区内の学校や施設・職場に通っている子どもの権利をまもるための機関です。具体的には子どもの権利侵害に関する相談を受けたり、子どもの関係機関等と調整して、世田谷区を子どもにとってやさしいまちにしていくなために必要な活動を行っています。

Q. 「せたホッと」にはどんな人がいるの？



A. 「せたホッと」には、次のような人たちがいます。せたがやホッと子どもサポート委員は、子どもの権利に関わるさまざまな専門性を持ち、人格に優れ、子どもの権利を大切にまもってくれる人たちです。弁護士1人と大学の先生2人の3人です。「せたホッと」には、その他に、委員（せたがやホッとサポート委員）の活動を補佐し、一番初めに電話を受けたり、会ってお話をきく専門スタッフの「せたがやホッと子どもサポート専門員」が4人います。

Q. 「第三者機関」ってなんですか？



A. 「第三者機関」というのは、世田谷区の機関でありながら、その仕事を行うにあたっては、他の機関等から影響を受けないように、独立して活動することができる機関のことです。

「せたホッと」は、世田谷区の子どもの条例によって「第三者機関」として独立し、公正・中立の立場で活動することができます。

Q. 公正・中立ってどういうこと？子どもの味方じゃないってこと？



A. 公正とは、公平で正しいこと、中立とはどちらかに偏った立場を取らないということです。こうすると、子どもの味方ではないのだなと感じるかもしれませんが、「せたホッと」は常に「子どもの最善の利益」〔その子にとって一番いいこと〕になることは何か、という立場で考え、活動します。「子どもの最善の利益」とは、周りのおとな（もちろん「せたホッと」も含む）が勝手に決めていいことではなく、その子どもの話をじっくりきき、気持ち大切にしながら、一緒に考えていきます。だから、子どもの味方ですよ。

Q. ほかの相談するところとどう違うの？



A. 子どもの相談を実施しているところはたくさんありますね。その中で「せたホッと」の特徴は、子どもの権利侵害を取り除いていくのに必要な権限を、世田谷区の「子ども条例」によって与えられているということです。

そのため「せたホッと」は、世田谷区内の学校や機関などに協力を要請することができます。また、委員が必要と感じたときは、権利を侵害した人や機関に対して、改善の要請や意見の表明などを行うこともできます。

これまでに相談してもうまくいかなかったことでも相談してみてください。

Q. 世田谷区の子ども条例に、新しく加わったのが「せたホッと」なの？



A. 世田谷区の「子ども条例」は、平成14年に成立しました。それに平成25年4月1日からせたがやホッと子どもサポート委員の設置などの項目が新しく加わり、「せたホッと」ができました。

世田谷区ホームページの「世田谷区子ども条例が改正されました」をご覧ください。

Q. 救済の申立てってなに？するとどうなるの？



A. 救済の申立てとは、例えばいじめの場合を例にすると、「今いじめにあっています。助けてください。」と、「せたホッと」に名前や住所、通っている学校名などを正式に伝えることです。

「せたホッと」に対して申立てが行われると、委員が、あなたの申立ての内容について、どうしたら状況が改善されるかをあなたと一緒に考えます。また、あなたの代わりに関係している人から話を聞いたり、あなたの気持ちを伝えたり、協力をお願いしたりといったことができます。それでも、一番いい方法にたどりつかないときには、関係機関などに改善の要請や意見を出すことができます。

Q. 相談したことを秘密にすることはできますか？相談したのは自分だってバレて、嫌な思いをしないかな？



A. あなたの秘密は絶対に守ります。関係する人たちから話を聞くときも、必ずあなたに確認するので安心してください。

Q. 困ったことが解決したら、もう相談しちゃいけないの？



A. 本当に解決したかどうか、私たち「せたホッと」も気にしているので、ときどき話を聞かせてもらえると嬉しいです。もちろん、困ったことがあればまたいつでも相談してください。

Q. おとなからの相談はだめなの？自分のことだけしか相談できないの？



A. 子どもの権利侵害に関するのであれば、おとなからも相談を受け付けます。また、本人のことだけではなく、お友達に関する相談でも受け付けます。困っているお友達がいたら、そのことも相談してください。

Q. 相談するのにお金はかかりますか？



A. 相談にお金はかかりません。安心して相談してください。